

「(仮称) 静岡市公文書等の管理に関する条例」の骨子案に関する市民参画手続に係るいただいた御意見と対応について

番号	御意見のタイトル	御意見の内容	市の考え方	
1	電磁的記録による閲覧方法と費用負担の明確化について（9ページ）	特定重要公文書の利用は原本によることが望ましいですが、利用請求者の利便性や、特定重要公文書の保全の必要性を考えると、電磁的記録による閲覧の方法を活用することは避けられないようになります。そこで、骨子案9ページにある「閲覧又は写しの交付」という利用方法の限定的な記述に関連して、電磁的記録を用いた閲覧方法をどのように位置づけるのかを明確にしていただきたいと考えます。 また、利用者が負担する費用について（9ページ）、原本の閲覧が制限される等、電磁的記録による代替的な閲覧方法がとられる場合には、それを「写しの交付」と同様に扱って実費負担を求めるものないよう、費用負担の取扱いについても整理していただきたいと思います。原本の保全と、市民による公文書の円滑な利用の両立を図る観点から、利用方法と費用負担の関係を条例または運用指針の中で明確化していただけることを希望します。	①施策に反映できるもの又はすべきもの（意見の一部または趣旨の反映は可能なものを含む）	今後作成する運用方針等の中で明確にしていますが、電磁的記録を用いた閲覧は紙媒体による閲覧と同様に「閲覧」として扱い、写しの交付とは区別するものとします。また、その場合において実費負担を求める考えはありません。
2	「濫用の禁止」規定の必要性と運用上の位置づけについて（3ページ、8ページ）	骨子案3ページには「利用請求の権利を濫用してはならない」との記述がありますが、他方で、骨子案8ページには、大量の請求があった場合の段階的な処理に関する記述も存在します。このため、あえて「濫用禁止」を骨子案に記載したことについて、若干の疑惑を感じます。 (無用な心配だと思いますが、) 仮に、「濫用禁止」規定を実際に設けるのであれば、正当な研究・検証目的で多数の資料を利用する場合まで形式的に「濫用」と見なされることがないよう、条例や運用指針の中で、その趣旨と範囲を明確にしていただきたいと思います。	①施策に反映できるもの又はすべきもの（意見の一部または趣旨の反映は可能なものを含む）	どのような請求が権利の濫用に当たるかについては、今後作成する運用方針等の中で明確にしていますが、例えば、利用申請に対する決定をしたにもかかわらず、正当な理由なく利用しないといった行為が繰り返し行われる場合等を想定しており、御意見にあります「正当な研究・検証目的で多数の資料を利用する場合」は「権利の濫用」には当たらないと考えます。
3	「重要公文書の選別における慎重な判断について」（骨子案資料3、7、10ページ）	重要公文書として何を残すべきかの判断は難しく、作成・廃棄時点ではその重要性が見えにくく、廃棄してからその資料的価値が判明するケースがままあります。そのため、廃棄時点（保存期間満了時）についてはもちろんのこと、作成時点についても、形式的な基準だけでなく、将来の資料的価値を踏まえた柔軟な判断（重要公文書該当性の判断）をお願いしたいです。 もちろん、これが本質的に困難な課題であること、また、静岡市も廃棄にあたっては公文書管理審査会を関与させることといった対策を講じようとしていること（3、7、10ページ）は承知しています。その上でお願いしたいと思います。 また、これまで廃棄が進んだ背景には、保管場所の制約もあったと思います。しかし、デジタル化が進めば、そうした物理的な問題はある程度緩和できるものだと思います。保存対象を拡大すれば、それだけ管理の負担が増え、評価に要する労力も掛かりますが、それでも過度に廃棄せず、可能な限り資料の保存に配慮した運用を期待したいと思います。	①施策に反映できるもの又はすべきもの（意見の一部または趣旨の反映は可能なものを含む）	重要公文書該当性の判断に当たっては、統一した基準で判断する必要があることから、今回の条例に基づき新たに設置する静岡市公文書等管理審査会での議論を踏まえ、今後、選別基準を作成する予定です。 当該基準の運用に当たっては、「市政の重要な事項に關わり、将来にわたって本市の諸活動及び歴史を跡付け又は検証するうえで重要な公文書その他の文書であつて規則で定めるもの」という重要公文書の定義を踏まえ、適切に運用していきます。
4	管理対象文書の定義が曖昧	文書を保管する目的は、後から使うからです。保管文書の定義が曖昧な場合、使いたい時に対象文書があるのか、不確実となります。目的を満足する為には、ある程度、利用者側のニーズや使用目的を捉えて、保管文書の定義を行う事が必要だと思います。	①施策に反映できるもの又はすべきもの（意見の一部または趣旨の反映は可能なものを含む）	
5	公文書館全体に関しての感謝と	公文書館については日頃から関心があり、専門職がいてアクセスがよく、いつも開いている利用しやすい公文書館があることを願っています。 その第1歩となる取り組みに感謝し、より良い公文書館が建設されることを願っています。 新県立図書館と抱き合せにはできないでしょうか。補助金も有効に使えるかと思います。 多くの困難があるとは思いますが、文化都市にふさわしい公文書館ができる1歩になりますようにと願っています。	④その他要望、感想等（参考にはなるが、当該施策とは直接的には関係のないもの）	御意見にあるような施設については、現時点で建設する予定はありません。 今後も引き続き、既存の文書庫を活用し、適切に保存するとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を検討していきます。
6	公文書の管理	集められた公文書を集中管理する場所（公文書館）と専門職員（アーキビスト）が必要ということを条文を入れてください。 地域の歴史を大切にし、歴史的公文書（いわゆる古文書）も収集するという点も加えてください。 公文書はただ集めればいいというものではなく、きちんと保管され、分類・整理・目録が整備されて初めて役に立ちます。 これまで静岡市に公文書館がないのが大変残念でした。 これを機にぜひ整備計画を立ててください。	④その他要望、感想等（参考にはなるが、当該施策とは直接的には関係のないもの）	公文書を集中管理する保管場所についてですが、今回の条例で新たに定義する「特定重要公文書」は、本市が所有する文書庫で集中的に管理する予定です。また、公文書管理の専門性の確保については、附属機関の委員に専門性の高い方に就任いただき御助言等をいただくことを予定しているほか、国立公文書館が開催する公文書管理に関する研修等を通じて、職員の専門性を高めてまいります。 なお、御意見にあるような施設については、現時点で建設する予定はありません。 今後も引き続き、既存の文書庫を活用し、適切に保存するとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を検討していきます。
7	公文書管理と現状について	情報・資料は市民のものであるという意識が基本的に欠けています。 市民が気軽に資料を閲覧取得できる受け入れ態勢を作る必要があります。 他の自治体（特に20政令指定都市）の現状を研究してみてください。 できれば市立のアーカイブ施設の充実が求められます。 静岡市はかなり遅れている現状を認識して下さい。	②既に施策の案等に盛込み済のもの	御意見の「情報・資料は市民のものであるという意識」については、今回制定する条例の第1章 総則の中で、条例制定の目的として「本市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得ること」と明記します。 また、「市民が気軽に資料を閲覧取得できる受け入れ態勢作り」については、第3章 特定重要公文書の保存、利用等の中で、特定重要公文書の利用請求権を保障することで、誰もが利用できる環境を整えるものです。 なお、御意見にあるような施設については、現時点で建設する予定はありません。 今後も引き続き、既存の文書庫を活用し、適切に保存するとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を検討していきます。

「(仮称) 静岡市公文書等の管理に関する条例」の骨子案に関する市民参画手続に係るいただいた御意見と対応について

番号	御意見のタイトル	御意見の内容	市の考え方
8	今まで条例はなく、管理規則、管理規定でしのいでいた。政令都市のあきれた姿。	<p>唐突に出してきたのは何故ですか？清水区役所が空きそうだ。どう使うか？？の中で保管所として使う、という案がでたが、条例がなかった？で急いで作れとなった？と聞いても本当のこと言わないでしょうが、大体ですね。区役所移転の時、関連する空になった区役所をどう使うか？検討していたら、難波市長の説明会で話していたでしょうね、何の検討もしてこなかったが、唐突に公文書の保管場所にすると話した。誰が、市長が？部下の合意のもなく？ですか？</p> <p>保管場所が広すぎると指摘されたので知りましたが、保管場所の代替案は募集していないし市の提案の区役所の是非もない。それは、今回のメインではないからですか？大体、どのくらいの大きさ部屋が必要なのか？も聞いてこないが、市民の関心は、清水区役所の中に保管場所を作るのか？区役所をどう有効に使つか？区役所のまま使い続けたらいい、と思う人もいる。千年に1回の大地震、津波だから。急いでやることないですよね、難波市長。</p>	<p>④その他要望、感想等（参考にはなるが、当該施策とは直接的には関係のないもの）</p> <p>当該条例の制定と清水庁舎の問題は関係していません。また、清水庁舎を公文書館として利用することについても決定していません。今後も引き続き、既存の文書庫を活用し公文書を適切に保管していきます。</p>